

令和3年度決算における地方消費税収(引上げ分)の使途について

引上げ分に係る地方消費税収については、地方税法第72条の116第2項の規定により、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。)に充てるものとする。」とされております。

また、社会保障・税一体改革大綱(平成24年2月17日閣議決定)においても、「消費税収(国・地方、現行分の地方消費税を除く。)については、その使途を明確にし、官の肥大化には使わず全て国民に還元し、社会保障財源化する。」とされております。

本町としましては、上記趣旨を踏まえ、引上げ分に係る地方消費税収の使途について明確化することとしましたのでお知らせします。

なお、令和3年度決算における引上げ分に係る地方消費税収の使途については以下のとおりです。

【歳入】

地方消費税交付金(社会保障財源分) 137,424 千円

【歳出】

消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費 1,463,649 千円

(単位:千円)

充当事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	引上げ分の地方消費税収 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉事業	504,580	282,880	0	0	46,736	174,964
	老人福祉事業	232,722	16,247	0	2,007	45,211	169,257
	児童福祉事業	697,180	497,084	0	12,780	39,487	147,829
	小計	1,434,482	796,211	0	14,787	131,434	492,050
保健衛生	予防事業	29,167	753	0	0	5,990	22,424
	小計	29,167	753	0	0	5,990	22,424
合計		1,463,649	796,964	0	14,787	137,424	514,474

令和4年10月13日

錦町長 森本 完一